

# 新モビリティサービス推進事業（M a a S実証事業）委託業務仕様書

## 1 委託業務名

新モビリティサービス推進事業（M a a S実証事業）

## 2 目的

複数市町村の連携による周遊、交流の促進及び公共交通における新モビリティサービスの普及や広域連携を促進するため、複数市町村が連携して、地域に根ざした MaaS プラットフォームを導入する実証実験を行う。

## 3 対象地域

東三河地域（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）

東三河地域は、県内の他地域に先行して人口減少が始まっており、山村地域である地域の北部では、高齢化率が特に高い状況にある。将来にわたり地域の活力を維持し、高めていくためには、暮らしやすいまちづくりや、魅力ある地域資源を活かした交流人口・関係人口の拡大に取り組むことが必要である。

そこで、地域の一体感や広域のスケールメリットを活かし、東三河8市町村の公共交通サービスの情報を一括集約するM a a Sプラットフォームを導入することで、公共交通の利便性を向上させ地域住民がより便利で快適に移動ができる環境を整えるとともに、豊かな地域特性を活かした観光事業等と連携し、来訪者の周遊促進を図ることで、地域活性化を目指す。

## 4 業務内容

### （1）実証実験計画の検討

受託者は、実証実験の実施体制、スケジュール等を検討し、県及び対象地域市町村と協議の上、実証実験計画をまとめる。

### （2）実証実験の実施

受託者は、県、東三河地域の市町村、交通事業者及び関係者との連携を図り、対象地域において、を提供するM a a Sプラットフォーム（以下 MaaS アプリという。ただし、MaaS アプリの仕様は以下の通りとする。）を構築し、運営を行う。併せて、アプリを活用した住民の交流施策や来訪者の周遊促進に資する施策を当該 MaaS アプリを活用して実施する。また、実証実験の告知及び利用促進に向けたプロモーションを実施する。詳細は以下の通り

#### ① M a a Sプラットフォームの構築・運営

##### ○ 仕様

- ・スマートフォンやタブレット端末による利用を前提とし、W e b又はスマートフォンアプリでの利用ができること。
- ・アプリの提供方法（ウェブアプリ又はネイティブアプリ）について提案の上、構築すること。

- ・ネイティブアプリの場合は、iOS と Android の双方に対応することとし、各アプリストアへの掲載に必要な手続き（費用負担を含む）を行うこと。

#### ○搭載する機能

	機能	仕様
1	経路検索	公共交通機関等による目的地までの経路検索ができること。
2	デジタルチケット販売	公共交通機関の乗車券や、観光施設の入館券等のデジタルチケットを提供できる機能を有すること。
3	交通予約機能	タクシーやオンデマンド交通等の交通予約ができる機能を有すること。ただし、地域の実情に応じた対応（電話による予約の案内や他のサイトへの遷移等）とすること。
4	運行情報の提供	地域内の市町村や交通事業者が提供する地域内の公共交通の運行情報（バスロケーションシステムなど）を提供できる機能を有すること。
5	デジタルクーポン提供	商業施設等における特典（クーポン）を発行できる機能を有すること。
6	地域情報等閲覧	地域の生活情報、イベント情報、観光情報などを提供できる機能を有すること。

#### ○運営期間

- ・運営期間として、4 か月程度を確保すること。

#### ② 地域住民の交流施策の実施

- ・回遊性の向上や、地域経済の活性化に向けて、地域住民の外出を促すようなインセンティブ（クーポン施策等）を企画し、アプリ上で提供すること。
- ・移動の利便性の向上に向けて、公共交通機関の乗車券や回数券、観光施設の入園券等、新たなデジタルチケットの造成を行うこと。

#### ③ 来訪者の周遊促進施策の実施

- ・来訪者の周遊促進に向けて、交通サービスの運行（既存運行を活用する場合を含む）を実施するとともに、アプリと連携した取組を実施すること。
- ・地域内の観光施設等と連携し、地域の魅力を発信する情報提供を行うこと。

#### ④ プロモーション

- ・地域住民や来訪者が、実証実験を認知し、より多くの人に利用いただけるよう、チラシやポスターを作成し、地域内外の施設等に配布し、設置すること。なお、チラシは 10,000 部程度、ポスターは 300 部程度とし、部数、配布先については協議により決定する。
- ・その他の効果的な PR 方法（Web ページや SNS の活用など）を検討し、実施すること。

## ⑤ アンケート

- ・運営期間中に利用者に対するアンケートを実施し、利用状況や満足度など、事業終了後の実装に向けた課題把握や解決の検討に必要なデータを収集すること。

## 5 結果分析

- ・デジタルチケットの販売数、インセンティブクーポンの利用数、閲覧状況、利用者アンケート等により結果を把握し、分析を行うこと。
- ・本事業終了後のMaaSアプリの運用方法（経費等を含む）について、県・東三河の市町村及び関係団体とともに協議するとともに、改善すべき課題を抽出し解決策を提案すること。

## 6 「MaaS推進会議」への出席

愛知県ITS推進協議会内に設置されている「MaaS推進会議」（令和7年3月予定）において本事業を紹介するため、本事業に関する会議資料の作成を支援し会議へ出席すること。

## 7 成果物

- (1) 業務報告書 製本2部及び電子データ
  - (2) その他（チラシ・ポスター等印刷物のデザインデータ等）
- 納品先は、愛知県都市・交通局交通対策課とする。

## 8 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗状況など内容全般を常に把握している業務責任者を置き、本業務の実施にあたっては、県及び実施市町村と十分に協議すること。
- (2) 受託者は、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、委託者と協議したうえで、業務実施に係る業務計画書を作成し、委託者の承認を得るものとする。
- (3) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受託者の責任において処理すること。
- (4) 納入する成果物など委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (5) 本業務は、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用して実施することから、会計検査院の実地検査等の対象となる。同補助金の交付要綱に基づき処理するとともに、本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (6) 受託者は、事業完了後5年間、本業務に関する会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。
- (7) 業務実施において、個人情報等の保護すべき情報の取扱に万全の対策を講じる。
- (8) この仕様書に定めのない事項については県と受託者が協議し、真摯に対応すること。
- (9) 上記（1）～（8）は再委託先においても適用する。